

令和7年度吉野ヶ里町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために定める。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、吉野ヶ里町の全組織を対象とする。

4 調達対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設

（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※） ①障害者の雇用者数が5人以上

②障害者の割合が従業員数の20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

5 調達の対象となる物品等

対象となる物品等は、障害者就労施設等が提供する物品および役務（以下「物品等」という。）とする。

6 調達目標

当該年度においては、前年度実績を目標とし、それを上回るよう努める。

7 調達推進方法

障害者就労施設が提供できる物品等の情報について、定期的に収集を行い、庁内での情報共有に努める。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針は毎年度作成し、作成後に遅滞なく公表する。
- (2) 調達実績は、当該年度の終了後に取りまとめ、遅滞なく公表する。